



# 広島県

# 商工会報 2024

1月号  
 広島県商工会  
 TEL082-437-0180  
 FAX082-437-0250  
 https://skk.hh-kenoh.jp/  
 E-mail:kenoh@hint.or.jp

## 新年のご挨拶

広島県商工会会長 乗越耕司



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様方におかれましては、2024年の新年を健やかに迎えられましたこと、心よりお喜び申し上げます。

まず初めに、元日に発生した能登地方の地震、2日には羽田空港での航空事故、3日には小倉での火災で多くの方が被災されました事に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うものであります。

さて、広島県商工会地域を取り巻く環境は、人口減少、経営者の高齢化など大きく変貌しております。こうした中、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類へ移行され、売上等の回復が見られるものの、原油価格・原材料価格の高騰や、深刻化する人手不足など、中小・小規模事業者は依然として先行きが見通せない厳しい経営環境に置かれています。加えて、自然災害時等の事業継続に対するリスクマネジメント、DXを活用したビジネスモデルの改革の推進、後継者不在・第三者承継を含む事業承継問題など、中小・小規模事業者は新たなニーズへの対応を求められています。

こうした環境下において、地域に最も身近な経済団体である広島県商工会は、活動の原点である「きめ細かな経営支援サービス」の充実を今一度認識し、事業者へ寄り添った伴走型支援により、会員意識の改革と事業者の持続的発展を目指し、事業を推進して参ります。

本年は、東広島市と連携して策定した経営発達支援計画3期目のスタートであり、これまで以上に伴走型支援を強化し、会員事業者の皆様への思いや気持ちにしっかりと応えて参ります。私は改革なくして進歩はないと思っています。果敢に改革にチャレンジする体制を構築し、将来に希望が持てる地域づくりをしていくために、東広島市との連携を密に行い、結果を出していきます。また今年には、役員改選の年でもあります。地域のバランスにも配慮しつつ、役員会の出席率向上、部会事業の充実と女性役員の選任を実現できる人事を目指したいと思っています。結びに、本年が会員の皆様方におかれまして、大きく飛躍の年となりますことを祈念し年頭のご挨拶と致します。

## 税務相談会のご案内

令和5年分所得税・消費税の確定申告書の書類は税務署から送付されません。代わりに「**確定申告のお知らせ**」のハガキが届きますので、相談時にはそのハガキをお持ちください。

申告書類が必要な方は、国税庁のホームページからダウンロードできますのでご活用下さい。なお、印刷が難しい場合は、商工会にも予備を揃えていますので、ご来会の際にお申し付けください。

広島県商工会職員による所得税・消費税の確定申告の相談日は下記の日程で実施します。なお、1月中旬に個別にハガキ等でご連絡させて頂きましたので、ご確認の上、指定相談日時にご来会頂き申告に必要な書類をご提出ください。

**3月1日(金)以降に書類をご持参された方は、通常料金とは別に、3,300円(税込)を頂くこととなります。**

北部会館は、2月1日(木)から3月15日(金)まで毎日開館致しますのでご利用ください。

相談日時等の変更を希望される方や日程調整が困難な方等は、恐れ入りますが2月2日(金)までに商工会へご連絡ください。

**確定申告時期は、商工会館内の混雑が予想されることから、ご来会の際は事前に電話にてご確認頂くなどのご協力をお願い致します。**

場所	開催期間	時間	地区
広島県商工会	1月29日(月)～ 2月29日(木)	9時～ 16時	河内地区
北部会館	2月1日(木)～ 2月29日(木)	9時～ 16時	福富地区 豊栄地区

所得税・消費税の確定申告の税理士の相談日は下記の日程で実施します。

場所	開催日時	時間	地区	講師
広島県商工会	2月26日(月)	9時～ 16時	河内地区	菅川 税理士
	3月1日(金)			
	3月11日(月)			
北部会館	2月28日(水)	9時～ 16時	福富・ 豊栄地区	菅川 税理士
	3月5日(火)			
	3月8日(金)			
	3月12日(火)			

## 電子帳簿保存法 令和6年1月1日、完全義務化スタート!

電子帳簿保存法は、税法で保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電子データを保存すること、取引情報の保存義務などを定めたものです。対象者は帳簿や書類の保存が義務付けられている全ての事業者様です。電子データとして保存すべき対象をご確認の上、ご準備下さい。

### 【電子取引書類の例】

- ・電子メールで受け取った請求書
- ・電子メールに添付して送った請求書
- ・インターネットサイトで商品を購入した際に発行した領収書
- ・請求書システム経由でやりとりした請求書など

## 令和5年分確定申告書等に係る注意点

**青色申告65万円控除を受けようとする場合は、申告書・決算書全ての電子申告が必要となります。**そのため、2月29日(木)までに、商工会へ申告に必要な書類・申告書・決算書をご提出ください。また、確定申告書・決算書を商工会で作成依頼される方で**3月1日(金)以降に書類をご持参された方は、通常料金とは別に、別途3,300円(税込)を頂くこととなります。**

消費税課税事業者の方は、売上及び経費にかかる税率を10%と8%(軽減税率)に分けて、判るようにしておいてください。

インボイス登録により、免税事業者から課税事業者となられた方は、令和5年10月から12月までの期間に対して、消費税が課税されます。

確定申告書にマイナンバーを記載する際や確定申告書を税務署へ提出する際にマイナンバーカード又は個人番号確認書類(個人番号通知書等)と本人確認書類の提示または提出が必要となりました。つきましては、商工会を通じて確定申告書の作成・提出される方についても、商工会職員がマイナンバー等を取り扱うため、下記①～③の書類提出が必要となります。

①特定個人情報の取扱いに関する同意書

②業務委託契約書

③マイナンバーカード又は個人番号確認書類(個人番号通知書等)と本人確認書類

なお、昨年以前に当会へ①～③を提出されている方は、①のみ提出が必要となります。

また、今年e-Taxで電子申告される場合は、①のみ提出が必要で、マイナンバーカード等の提出は不要です。

確定申告提出書類(①、②の書類は商工会へ提出)

① 特定個人情報の取扱いに関する同意書	② 業務委託契約書	③ マイナンバーカード(個人番号確認書類・身元確認書類)
○	×	△※

### 今年度提出書類

今年度提出書類		
ア. 以前に商工会へ上記書類①～③を提出された方の場合		
○	×	△※
イ. 以前に商工会へ上記書類①～③を提出されていない方の場合		
○	○	○

※e-Taxで電子申告される場合は提出不要。

## 令和5年分以降 青色申告決算書様式 主な変更点

令和5年分以降、青色申告決算書(一般用)では、3ページ目に「売上(収入)金額の明細」と「仕入金額の明細」を記入する欄が設けられました。

「売上(収入)金額の明細」欄の記載事項は、売上先名、所在地、インボイス登録番号または法人番号、1年間で得た売上金額、となっております。4社分記載できます。また、記載した先以外の売上金額を上記以外の売上先の計欄に記載します。「仕入金額の明細」についても、同じように仕入先の情報や仕入金額を記入します。

白色申告者が提出する収支内訳書については、売上(収入)金額と仕入金額のうち、軽減税率の対象になるものを記入する欄が設けられています。

個人事業の方は、売上もしくは仕入について、主な取引先の1年間の合計金額が分かる様にご準備をよろしくお願いいたします。

【記載例(決算書3ページ)】

○売上(収入)金額の明細		○仕入金額の明細	
売上先名	売上金額	仕入先名	仕入金額
〇〇(株)	8,587,000	△△(株)	8,006,000
〇〇(有)	7,319,000	△△(有)	7,487,000
〇〇(有)	6,697,000	△△(有)	5,569,000
〇〇(有)	5,227,000	△△(有)	5,253,000
上記以外の売上先の計(繰入金を含む)	11,560,000	上記以外の仕入先の計	1,351,000
計		計	
39,280,000		27,596,000	

## 時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準により法定化され、平成31年4月1日から施行されています。

建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師についても、令和6年4月から「時間外労働の上限規制」が適用されます。

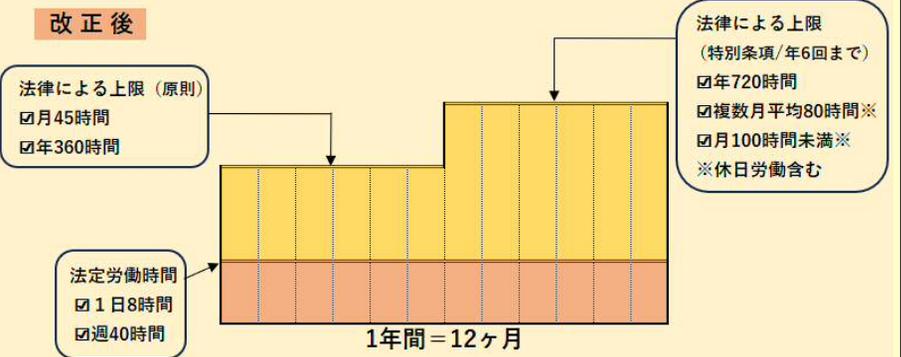
時間外労働の上限規制とは、残業時間の上限は原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。

- ・時間外労働が年720時間以内
- ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・時間外労働と休日労働の合計について、2~6ヶ月平均80時間以内
- ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内にしなければなりません。※例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にならない場合であっても、時間外労働=44時間、休日労働56時間、のように合計が100時間以上になると法律違反となります。

上限規制のイメージ



## 新 NISA 制度 令和6年1月1日スタート!

新 NISA とは、平成26年に導入された NISA 制度の政策目的の一つでもある「家計の安定的な資産形成」を、さらに推し進めていくことを目的に改正された新制度です。

~新 NISA の大きな変更点~

### ① 「成長投資枠」と「つみたて投資枠」の併用が可能

従来の、上場株式や投資信託を購入する「一般 NISA」と、国が定めた基準を満たした投資信託を購入する「つみたて NISA」が、新 NISA では、それぞれ「成長投資枠」「つみたて投資枠」に変更され、併用が可能となりました。

### ② 年間投資枠・非課税保有限度額がアップ

1年間の投資枠が大幅に拡大され、「成長投資枠」が240万円、「つみたて投資枠」が120万円になりました。非課税保有限度額も全体で1,800万円(成長投資枠はそのうち1,200万円)に拡大されました。

### ③ 非課税保有期間は無期限

売却益や配当分配金を非課税で運用できる非課税保有期間が無期限化されました。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有限度額	1,800万円 (※簿価残高方式で管理枠の再利用が可能)		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期積立・分散投資に適した一定の投資信託 (旧つみたて NISA 対象商品と同様)		上場株式・投資信託 (①整理・管理銘柄、②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く)
対象年齢	18歳以上		18歳以上
旧制度との関係	令和5年末までに旧 NISA 制度(一般 NISA, つみたて NISA)において投資した商品は、新しい制度の外枠で、旧制度における非課税措置を適用 ※旧制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

## 事業継続計画 (BCP) を作いませんか?

企業が自然災害や大火災、感染症等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の為の方法、手段等を取り決めておく計画のことです。

【目的】

- ① 人の命を守る  
企業が緊急事態に遭遇した際に、自社に関連する人の命を守る。
- ② 事業を継続する  
優先すべき中核事業、中核事業における重要業務、被害想定、目標復旧時間、事前の対策、緊急時の体制等を取り決めて文書化しておくことで事業の継続や早期の復旧を図ること。

【認定制度】

防災・減災に取り組む事業者がその取組内容(事前対策)を取りまとめた計画(名称: **事業継続力強化計画**)を国が認定する制度です。

【認定を受けると活用できる支援策】

- ・低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- ・防災・減災設備に対する税制措置
- ・補助金(ものづくり補助金等)の優先採択
- ・連携を頂ける企業や地方自治体等からの支援措置

【計画に記載する項目の事例】

- ・ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認方法
- ・安否確認や避難の実施方法、発生時の初動対応の手順
- ・人員確保、建物、設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的事前対策
- ・訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実行性を確保するための取り組み等々

【参考ウェブサイト】

- ・BCP はじめの一步 事業継続力強化計画をつくろう!

<https://kyoujinnka.smrj.go.jp>

【お問い合わせ】

広島県央商工会 TEL 082-437-0180

## 《1月~3月行事予定》 ~1月25日現在 確定行事分のみ掲載~

- 2月 7日(水) 工業建設業部会主催・視察研修
- 2月 9日(金) 商業部会主催・事業者交流会
- 2月15日(木) 所得税・消費税確定申告受付開始
- 3月15日(金) 所得税確定申告書提出期限
- 4月 1日(月) 消費税確定申告書提出期限

## マル経融資 金利について

令和6年1月4日現在のマル経融資の金利は **1.20%**です。

## 次回 会報発行予定 3月下旬